

2 自転車の安全利用推進運動

1 運動の目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、自転車は車両であるという意識付けによる交通ルールへの遵守と交通マナーの向上を徹底することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図る。

2 運動の期間等

- (1) 運動の期間 4月1日から翌年3月31日まで
(強調期間：4月1日から5月31日までの2か月間)
- (2) 自転車利用マナーアップの日 毎月15日
- (3) 自転車安全確認の日 4月15日

3 運動の重点

- (1) 自転車利用時の基本的な交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- (2) 自転車の点検整備の促進
- (3) 自転車損害賠償責任保険等加入の徹底

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
自転車等利用者に対する安全知識と意識の啓発	○ 「自転車安全利用五則」等の自転車利用者における交通ルールと交通マナーの浸透を図り、自転車の安全な利用を促進する。 ○ 特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティに関する法令上の区分や利用方法等について、正しい知識の周知徹底と安全な利用を促進する。 ○ 全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務とされていることから、これを広報するとともに、ヘルメット着用による安全性向上等に関する有効な情報提供を行い、着用を促進する。 ○ 令和6年11月1日に施行された自転車乗車中に携帯電話等を使用するいわゆる「ながらスマホ」の禁止と、自転車による酒気帯び運転や同乗行為、運転者に対する酒類提供・自転車提供の禁止について周知を図る。 ○ 自転車運転者講習制度の周知を図り、危険行為等の防止を徹底する。 ○ 夕暮れ時や夜間に自転車を利用する場合は、明るい目立つ色の服装と自転車側面への反射器材の備付けに努める。また、ライトの確実な点灯により、他の通行車両や歩行者に自車の存在を早めに知らせるなど、安全対策を徹底する。 ○ 自転車安全整備店等における定期的な点検整備を促進する。

	○ 自転車事故による高額な損害賠償に備え、自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底する。
家庭における交通安全教育	○ 自転車事故の危険性や迷惑行為について話し合い、自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。 ○ 保護者は未成年者に、高齢者の家族は高齢者に対して自転車の安全な利用に必要な指導と助言を行うよう周知を図る。 ○ 自転車乗車時のヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底する。
学校における交通安全教育	○ 年齢や理解度に応じた交通安全教室を開催し、自転車事故の危険性を認識させ、自転車の正しい乗り方とヘルメット着用の重要性や効果について指導、教養し、理解を深める。 ○ 自転車乗車中の「ながらスマホ」の禁止について、その危険性等を認識させ、登下校時を含む自転車運転時の「ながらスマホ」の禁止を徹底する。 ○ 関係機関・団体等と連携し、通学路での街頭指導活動を推進する。 ○ 自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底する。
地域・職場における交通安全教育	○ 市町村の交通指導隊員や交通安全母の会、保護者等が連携して、街頭において自転車利用者に対し、交通ルールの遵守と交通マナーについて指導する。 ○ 職場の朝礼等の機会を利用して、自転車利用時の交通ルールの遵守と交通マナーについて指導する。 ○ 地域・職場において、自転車による酒気帯び運転は法律で禁止されていることについて周知を図り、飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。 ○ 自転車乗車時のヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底する。
自動車運転者に対する交通安全意識の啓発	○ 自転車利用者を認めた時は、動静を注視して安全に通行するなど、安全運転を励行する。